

團藤重光先生を偲ぶ

会長 斎藤 義房 (26 期)

本年6月25日、團藤重光先生が98歳で逝去されました。まさに巨星墜つの感があります。

葬儀ミサ・告別式は、6月29日に四谷の聖イグナチオ教会でおこなわれました。多くの研究者、法曹関係者等が出席し、松尾浩也氏、竹崎博允最高裁判所長官、福田平氏が弔辞を読みました。皇室からのご供物や文化勲章などがご遺影を囲んでいましたが、式そのものは、團藤先生らしい簡素なものでした。

ご親族のお話では、先生は数年前から体力が減退しベッドで読書をする毎日でしたが、気力は最後まで衰えなかったとのことでした。

先生の研究者としての業績の偉大さは、あらためてご紹介するまでもないでしょう。私が何よりも敬服するのは、そのお人柄の素晴らしさでした。年齢の違いを超えて、誠実に接していただいたことに、あらためて深く感謝申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

以下、私自身の團藤先生との関わりを紹介して、先生のお人柄を偲んでいただければと思います。

書籍推薦文のご執筆

1991年、日弁連少年法「改正」対策本部は、少年事件捜査における人権侵害事例を収集し、「少年警察活動と子どもの人権」というタイトルの単行本を出版することになった。私は、同書の推薦を團藤先生にお願いすることにし、同書のゲラを先生のご自宅に持参した。なんと、先生は、時間をかけて全文に目を通し、「本書を推薦する」と題する一文を「元最高裁判所判事」の肩書でご執筆された。

推薦文の末尾には、「本書は、少年問題についての大きな理念を踏まえながら、細かいところまで行き届いた書物であり、実際問題にも親切で血の通ったガイドになる。警察の首脳部をはじめ少年を扱う警察官たちに反省の資料としてほしいのはもちろん、学校の現場、家庭、職場、裁判所、検察庁、法曹、その他、少年の問題に関心を持つすべての人々に、ぜひとも本書を読んでいただきたい。次の世紀を担う少年たちの健全な育成のために。」と記載されている。

これを読んだ出版社の編集者が、「警察首脳部の反省の資料にしてほしいと、團藤先生が書かれたのですか。」と言って驚いたのを覚えている。

1998年に日弁連子どもの権利委員会が同書の「新版」を発行した時にも、團藤先生は、この推薦文の再掲載を、こころよく認めて下さった。

少年法「改正」問題のご講演と講演録へのご協力

1. 1998年秋、与党が「刑罰対象年齢の引き下げ」法案を国会に提出するという動きを示した。

日弁連少年司法改革対策本部は、できる限り早い時期に、現行少年法制定の経緯、少年法の目的、保護主義の理念等を團藤先生に語っていただき、その内容を広く知らせることが必要と考え、私から先生に講演を申し入れた。

先生は熟慮の末ご承諾いただき、1999年2月16日、弁護士会館クレオにおいて、先生の講演会が開かれた。先生が弁護士会の主催で講演をしたのは、この時だけである。

当日は、市民、研究者、学生、弁護士など約600名が参加し、熱気あふれる会となった。先生は、1913年生まれとは思えぬ気迫で、用意した椅子に座ることもなく立ったままで、一時間近く講演された。その内容は、現行少年法制定当時のこと、アメリカ連邦最高裁ゴールト判決の影響、デュー・プロセス論、「法と秩序 (Law & Order)」の思想に対する批判、少年非行についての現状認識、家庭裁判所のあり方、1999年当時議論されていた少年法「改正」法案の問題点など多岐にわたり、きわめて率直に話された。

2. 私は、先生の講演内容を早急に公表することを企画し、「自由と正義」編集委員会と交渉した。その結果、同年3月号に掲載するが、そのためには、講演の速記録を先生自身に目を通していただき、同年2月23日までに校正原稿を完成させることが条件であるということになった。

私は、2月18日に講演速記の反訳文とワープロのフロッピーディスクを先生のご自宅にお届けして、23日に校正原稿をいただきたいとお願いし、先生のご了解をいただいた。

3. 2月23日の夜、先生は、大幅に朱が入った校正原稿とフロッピーディスクを渡して下さった。

私は、その時先生が話された内容に恐縮し、感激した。実は、講演会の反訳文のフロッピーディスクを届けた2月18日の夜、そのフロッピーディスクと先生のワープロとの接続がうまく作動

せず、先生は、翌19日午前1時ごろまで、ワープロ操作にも苦勞しながら原稿の手直し作業を行われたそうである。その後就寝して約1時間後の午前2時に、奥様のお母様（満100歳）が危篤に陥ったという電話連絡を受け、直ちに病院に駆けつけた。お母様はその日に亡くなられ、翌20日に葬儀を執り行ったということである。先生は、まさに徹夜に近い状態で、19、20日と過ごされたことになる。私がフロッピーディスクをいただいた23日は皇太子の誕生日で、宮内庁参与でもある先生は、宮中での食事会に出席し、帰宅した後も手直し作業を続けて、当初の約束どおり23日の夜に、講演録の原稿を完成させて下さったのである。

「母は、熱心なクリスチャンで、その死に顔は、何の迷いも苦しみもない、本当に安らかな顔でした。母の魂は、まっすぐ天国に昇っていったと思います。ただ、『最後に、重光さんに迷惑をかけてしまいましたね』と言っているようでした。」という言葉が先生から聞いた時、私は、ご高齢の先生にご無理をおかけしたことへの深謝の気持ちと、そこまでして約束どおりご協力して下さいしたことへの感謝の念から、思わず目頭が熱くなるのを禁じえなかった。

そして、私は、先生の誠実なお人柄と少年法に対する情熱に心底から敬服し、少年法問題へのさらなる取り組みを決意したのである。



1999年2月16日 初めて弁護士会館を訪れた際の團藤先生。右に小堀樹日弁護士会長（当時）と筆者